	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類（注２５）	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２６）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２６）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２６）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注２７）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２８）	□有 □無			
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２９）	□有 □無			
	⑦構造図	□有 □無			
	⑧配線図	□有 □無			